

みなし通知事項の変更の通知について

1 変更の通知に必要な書類

変更の内容 必要な書類	氏名又は名称		住所		営業所の名称	営業所の場所	法人の代表者・役員	届出行政庁	電気工事業の廃止
	個人	法人	個人	法人					
電気工事業に係る変更通知書 (様式第22)	○	○	○	○	○	○	○	○	
電気工事業廃止通知書(様式第23)									○
申請者の登記簿謄本(原本)		○		○			○		
大臣又は局長届出受理通知の写し(コピー)								○	
電気工事業開始通知書受理通知書	○	○	○	○				○	○

2 届出方法

上記の書類をそろえて、下記へ提出してください。

郵送先	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ		
電話	082-513-3335 (ダイヤル)	FAX	082-223-6314

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

3 注意事項

- (1) 営業所を広島県内のみに設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への届出となります。
- (2) 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

様式第22【第27条】

電気工事業に係る変更通知書

× 整理番号	
× 受理年月日	

年 月 日

広島県知事 様

(〒 -)

住 所

ふ り が な
氏名または名称

法人にあつては
代表者の氏名

電 話

電気工事業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

年 月 日 (-) 第 号

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3. 変更の年月日

年 月 日

4. 変更の理由

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】

備 付 器 具 表

種 類	品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 者 名
一 般 用 電 気 工 作 物 自 家 用 電 気 工 作 物	絶 縁 抵 抗 計 (メガー)				
	接 地 抵 抗 計 (アース・テスター)				
	回路計であつて抵抗及び交 流電圧を測定できる器具 (テスター)				
	低 圧 検 電 器				
	高 圧 検 電 器				
	※ 継 電 気 試 験 装 置 (リレー試験器)				
	※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置 (耐压試験器)				

※の器具の借用先名 ()

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

借用する場合であっても器具名等は記載してください。